

## 豊田市高校生等バス通学定期券購入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、豊田市高校生等バス通学定期券購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高校生等 16歳に達する日の属する年度（ただし、4月1日生まれの者のみ16歳に達する日の属する前年度。以下同じ。）の4月1日から18歳に達する日の属する年度（ただし、4月1日生まれの者のみ18歳に達する日の属する前年度。以下同じ。）の3月31日までの間にある者又はこれに類する者として市長が認める者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校に在学する者

イ 法第1条に規定する高等専門学校に在学し、第3学年の課程を終了するまでの者

ウ 法第124条に規定する専修学校の高等課程に在学する者

エ 法第134条に規定する各種学校で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民を専ら対象とするものに在学する者

(2) 高等学校等 高校生等が在学する学校をいう。

(3) バス とよたおいでんバス及び名鉄バスをいう。

(4) 通学定期券 高校生等が自宅から高等学校等に合理的な経路で通学するために、交通事業者等が1か月以上の一定期間を利用単位として発行する定期乗車券をいう。

### (補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、山村部を始めとする市内各地域への移住及び定住、都市及び山村の交流の促進を目指し、バスで遠距離通学する高校生等の通学費用の経済的な負担軽減を図るとともに、公共交通の利用促進を図ることを目的とする。

### (補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす高校生等の保護者をいう。

(1) 通学定期券を購入した高校生等が、申請時に豊田市に住民登録をしていること。

- (2) 高校生等が、バスの通学定期券を利用して高等学校等に通学していること、又はしていたこと。
- (3) 高校生等の所有する通学定期券の起終点のいずれかが、豊田市内のバス停であること。
- (4) 豊田市税を滞納していないこと。
- (5) 生活保護費の支給を受けていないこと。
- (6) 特別支援教育就学費等で、別途通学費の支給を受けていないこと。
- (7) 購入した通学定期券について、払戻しを受けていないこと。

#### (補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、バスの通学定期券の購入に要した経費とする。ただし、別表第1の事由に該当する場合は、別表第1右欄によって算出した額を補助対象経費とする。

- 2 前条第2号に掲げるバスの通学定期券が複数枚あるときは、それぞれの購入費を合算することができる。
- 3 補助対象となる通学定期券は、有効期間の始期が、当該補助金の交付を受けようとする年度（毎年4月1日から翌年3月31日。以下同じ。）のものに限る。ただし、有効期間が年度をまたぐ通学定期券については、有効期間の始期が前年度であっても当該年度の補助対象とすることができる。

#### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象となる高校生等ごとに算出するものとし、前条に定める補助対象経費から、通学定期券の有効期間の月数に6,000円を乗じた額を控除した額とする。

- 2 前項で算出した額に100円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てる。

#### (交付の申請及び実績報告)

第7条 補助金交付の申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）
- (2) 補助対象経費に係る全ての通学定期券の写し
- (3) 生徒手帳の写し（学校名・氏名が分かる箇所）
- (4) 振込先口座が分かるものの写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、交付申請者は、あいち電子申請・届出システムにより、申請することができる。

(交付又は不交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、予算の範囲内において交付又は不交付の決定を行わなければならない。

2 市長は、補助金の交付事務に必要な内容に関し、交付申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧、市税の収納状況の確認、生活保護及び障がい者手帳等の給付状況の確認をすることができる。

3 市長は、交付申請者の同意を得た上で、高校生等が通学する高等学校等及び通学定期券を発行する交通事業者に対して、補助金の交付事務に必要な情報を確認することができる。

4 市長は、補助金交付の決定にあたり、交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。

5 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、額を確定し、補助金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第2号)により、交付申請者に通知しなければならない。

6 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、交付申請者に通知しなければならない。

7 市長は、交付申請者及びその世帯員が次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定をしないことができる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき

(2) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められるとき

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条第1項による交付決定後、交付申請者の振込指定口座に補助金を交付するものとする。

(交付申請の取下げ)

第10条 交付申請者は、次のいずれかに該当するため補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付申請取下げ届出書(様式第4号)により、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費にかかる通学定期券の解約又は変更をしようとするとき

(2) 第4条に定める補助対象者ではなくなったとき

(3) 別表第1の第3項又は第5項のいずれかの事由が発生したとき

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付を決定した交付申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又は補助金交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき
- (2) 補助金交付の申請、報告等について不正な行為があったとき
- (3) 第8条第7項各号のいずれかに該当したとき
- (4) 前条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき

2 市長は、前項に規定により補助金の交付の全部又は一部を取り消す場合は、補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付申請者に通知しなければならない。

3 市長は、第1項第1号、第2号又は第3号の規定により交付決定の取り消しを行った者に対しては、取り消しの通知以降、補助金の申請を受け付けないものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定により交付決定の取り消すにあたり、補助金の返還を命ずる場合は、補助金返還請求書（様式第6号）により、当該補助金の全部又は一部の額の返還を請求するものとする。

2 前項の規定により返還の請求を受けた者（以下「返還義務者」という。）は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

3 市長は、返還義務者が前項に規定する期間内に補助金を返還しないときは、当該請求金額に豊田市税外収入に係る延滞金条例（昭和39年条例第7号）第2条第1項に規定する割合により計算した金額を加算して請求するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、通学定期券満了日が同日以前の場合、この要綱の規定に基づく交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

(制度開始時の特例)

3 通学定期券の有効期間に、この要綱の施行期日より前の期間が含まれる場合、補助対象経費及び第6条第1項各号に掲げる額は、4月1日からの月数を対象とする。ただし、月数での計算のできない期間が15日以上存在する場合は、該当の期間を1か月分として扱い、15日未満の場合は、補助の対象外とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 補助対象経費の算出（第5条関係）

項	事由	補助対象経費の算出方法
1	通学定期券の区間に豊田市外のバス停を含むとき	<p>1 乗車バス停（起点）が市内の場合 乗車バス停から、別表第2（1）に掲げる区間まで算出対象区間として、その区間に係る経費を補助対象経費とする。ただし、通学定期券の起点が別表2（1）に該当するときは、別表2（2）に掲げるバス停までの区間を算出対象区間とする。</p> <p>2 乗車バス停（起点）が市外の場合 豊田市内の区間のみを算出対象区間とし、その区間に係る経費を補助対象経費とする。ただし、通学定期券の終点が別表2（1）に該当するときは、別表2（2）に掲げるバス停からの区間を算出対象区間とする。</p>
2	対象の高校生等が住民基本台帳法第22条に規定される転入をし、転入届を豊田市長に届け出たとき	転入した日の翌日を算出対象期間の開始日とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。ただし、16歳に達する日の属する年度の4月末日までに転入及び入学をしたときは、4月1日を算出対象期間の開始日とする。月数での計算のできない期間が15日以上存在する場合は、該当の期間を1か月分として扱い、15日未満の場合は、補助の対象外とする。
3	対象の高校生等が住民基本台帳法第23条に規定される転居、もしくは住民基本台帳法第24条に規定される転出をし、転居届または転出届を豊田市長に届け出たとき	転居、転出した日の前日を算出対象期間の末日とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。ただし、18歳に達する日の属する年度の3月1日以降に転出、転居をしたときは、3月31日を算出対象期間の末日とする。月数での計算のできない期間が15日以上存在する場合は、該当の期間を1か月分として扱い、15日未満の場合は、補助の対象外とする。
4	対象の高校生等が学校教育法施行規則（以下「省令」という。）第96条（省令第113条による準用する場合を含む。）、第183条の2等に規定される高等学校等の全課程の修了をしたとき	修了した日までを算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。ただし、18歳に達する日の属する年度の3月1日以降に修了したときは、その3月も算出対象期間に含める。月数での計算のできない期間が15日以上存在する場合は、該当の期間を1か月分として扱い、15日未満の場合は、補助の対象外とする。

5	対象の高校生等が省令第94条（省令第113条及び第179条により準用する場合を含む。）、第181条等に規定される退学をしたとき	退学した日までを算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。月数での計算のできない期間が15日以上存在する場合は、該当の期間を1か月分として扱い、15日未満の場合は、補助の対象外とする。
---	-----------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第2 補助対象区間の決定（別表第1の1項関係）

路線名	算出対象区間となるバス停	
	(1)	(2)
名鉄バス 「岡崎市内線」	天神橋	岩津天神口
名鉄バス 「岡崎・足助線」	中垣内	桑原
名鉄バス 「大沼線」	長沢橋	大柳
名鉄バス 「星が丘・豊田線」(新屋経由)	汐見町	三好高嶺
名鉄バス 「星が丘・豊田線」(衣ヶ原経由)	千足町	三好特別支援学校





#### 4 補助金額の計算

(1) 申請する通学定期券の合計期間

	か月分	A
--	-----	---

(2) 通学定期券について（下図に記入）

購入した 通学定期券の金額	左記金額のうち 補助対象区間 (市内区間)の金額	ア 100円未満切捨	補助対象区間 (※市内区間のみ)	期間 (和暦)
円	円	→	円	~
円	円	→	円	~
円	円	→	円	~
円	円	→	円	~
円	円	→	円	~
円	円	→	円	~
円	円	→	円	~
円	円	→	円	~
円	円	→	円	~
通学定期券購入費 (うち補助対象経費)の合計		ア列の合計	円	B

(3) 補助金額

(B)を記入)	(A)を記入)	
円	— (6,000円 ×	) 円

▲ 1 申請額 に転記

#### 5 補助金申請の同意・誓約事項（□に✓してください。）

- 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳の閲覧や市税の収納状況、生活保護や障がい手帳等の給付状況を確認することに同意します。
- 高校生等が通学する高等学校等及び通学定期券を発行する交通事業者に対して、本補助金の交付事務に必要な情報を確認することに同意します。
- ご記入いただいた個人情報の利用について、同意します。
- 補助を申請する通学定期券について、払戻しを受けていません。
- 豊田市税を滞納していません。
- 生活保護費や特別支援教育就学費等で、別途通学費の支給を受けていません。
- 暴力団又は暴力団員との密接な関係はありません。
- 虚偽の申請、その他不正な交付により補助金の交付を受けたことが発覚した場合、全額を返還します。

#### 6 添付書類

- 生徒手帳の写真（学校名・氏名が分かる箇所）
- 通学定期券の写真（区間、期間、氏名、金額等が分かるもの）
- 通帳の写し（補助金の振込先口座が分かるもの）

様式第2号（第8条関係）

豊交政発第 号  
令和 年 月 日

（申請者名） 様

豊田市長 太田 稔彦

## 補助金交付決定通知書兼額確定通知書

令和 年 月 日付で申請のありました豊田市高校生等バス通学定期券購入費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、豊田市補助金等交付規則第5条の規定に基づき下記のとおり通知します。

### 記

1. 補助金交付決定額	円
2. 対象高校生等の名前	
3. 交付の条件	下記の内容に該当することになった場合、速やかに市長に届け出ること ・補助対象経費にかかる通学定期券の解約又は変更を行うとき ・補助対象者ではなくなるとき

様式第3号（第8条関係）

豊交政発第 号  
令和 年 月 日

（申請者名） 様

豊田市長 太田 稔彦

### 補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のありました豊田市高校生等バス通学定期券購入費補助金については、下記の理由により不交付とすることに決定したので、豊田市高校生等バス通学定期券購入費補助金交付要綱第8条第6項の規定に基づき通知します。

#### 記

1. 対象高校生等の名前	
2. 不交付とした理由	

## 補助金交付申請取下げ届出書

豊田市長様

申請者（対象の高校生等の保護者）

氏名	
住所	豊田市
電話番号	( ) -

令和 年 月 日付で交付申請をしました、豊田市高校生等バス通学定期券購入費補助金について、豊田市高校生等バス通学定期券購入費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、下記のとおり、交付申請の取下げを届け出ます。

### 記

対象高校生等の名前	
交付決定額	円
届出後交付決定額	円
取下げ理由	該当箇所を選択 <input type="checkbox"/> 補助対象経費にかかる通学定期券の解約又は変更 <input type="checkbox"/> 要綱第4条に定める補助対象者ではなくなった <input type="checkbox"/> 要綱別表第1の第3項に該当 <input type="checkbox"/> 要綱別表第1の第5項に該当  理由

### 添付書類

- 1 補助金交付決定通知書兼額確定通知書の写し
- 2 その他市長が必要と認める資料

様式第5号（第11条関係）

豊交政発第 号  
令和 年 月 日

（申請者名） 様

豊田市長 太田 稔彦

## 補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付豊交政発第 号で交付決定通知のありました、豊田高校生等通学定期券購入費補助金について、豊田市高校生等バス通学定期券購入費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり取り消すことに決定しましたので、通知します。

### 記

対象高校生等の名前	
交付決定額	円
取消通知後交付決定額	円
取消事由	
備考	補助金の返還が生じた場合は、市長からの請求に基づき、期限内に市長の定める方法で納付すること。

様式第6号（第12条関係）

豊交政発第 号  
令和 年 月 日

（申請者名） 様

豊田市長 太田 稔彦

## 補助金返還請求書

令和 年 月 日付の交付申請取下げの申し出を受け、豊田市高校生等バス通学定期券購入費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

### 記

対象高校生等の名前	
請求金額	円
納入期限	年 月 日
延滞金	上記期間内に完納しないときは、当該請求金額に豊田市税外収入に係る延滞金条例（昭和39年条例第7号）第2条第1項の割合により計算した延滞金を加算して、支払うことになります。